

令和5年9月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の概要

日時 令和5年10月11日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時9分

場所 第1委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長
吉良英敏副委員長
森伊久磨委員、逢澤圭一郎委員、松井弘委員、日下部伸三委員、白土幸仁委員、
中屋敷慎一委員、細川威委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、岡村ゆり子委員、
江原くみ子委員

説明者 島田繁県民生活部長、影沢政司県民スポーツ文化局長、
高野正規文化振興課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、
杉田和明高校教育指導課長、橋本晋一特別支援教育課長、
高田淳子義務教育指導課長、松本光司文化資源課長

会議に付した事件
文化の振興について

森委員

- 1 埼玉県文化振興基金の活用について、この基金は企業や県民からの寄附で賄われているとのことだが、例年、基金の総額はどのくらいで推移しているのか。また、活動費の助成について、助成する団体にはどのような条件があり、不交付となることはあるのか。
- 2 近藤芸術監督による埼玉回遊について、この事業の目的は何か。また、これは本県の文化振興にどう寄与するのか。

文化振興課長

- 1 令和4年度の残高は約3億7,857万円である。寄附額は、昨年度は約500万円であり、例年、おおむね同程度で推移している。また、活動費の助成について、基本的には県内の文化団体に交付している。県民の合唱サークル等や、伝統芸能であれば、指定無形民俗文化財として登録されている保存団体等を対象としている。この補助金は選定の際、外部の審査委員による審査会に諮っていて、補助事業の内容にそぐわないものや、イベントの実施可能性に疑義があるものは不交付となることもある。
- 2 この事業の目的は、地域文化の掘り起こし、そして地域コミュニティの活性化を通じた文化芸術による地域貢献の実践である。4月から5月にかけて回遊先を公募したところ、県内各地から123件の推薦があり、メディアでも大きく取りあげられるなど、関心の高さを感じている。6月から回遊が始まっており、近藤監督が23か所を訪問している。具体的には、近藤監督が自ら回遊先に飛び込んで現地の方々と意見交換を行い、多文化との融合を目的に、地域文化の新たな楽しみ方等を提案し、その状況を県芸術文化振興財団のSNS等で発信するものである。それらの集大成として、来年3月にリニューアルオープン直後の芸術劇場で特大号として公演を行う。こちらも県内外に積極的に発表していきたいと考えている。埼玉回遊を通して得られた知見、作品等については、近藤監督の新たな作品づくりにしっかり生かしていき、地域貢献など、社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の一層の充実を図っていく。

森委員

埼玉県文化振興基金について、令和4年度の残高が約3億7,000万円で、毎年の寄附額が大体500万円で推移しているとのことだが、今回の交付決定額を全部足すと約1,000万円であり、残高はどんどんなくなっていくことになる。文化振興基金には県の一般会計からの繰入れはされているのか。また、この基金はほかのどのような事業に活用されているのか。

文化振興課長

一般会計からの繰入れはなく、設立時に県からの出資金はあったが、その後は寄附と運用益で賄われている。またこの基金は、ほかに例えばアーティストボランティアコンサートなどに活用している。

森委員

一般会計からの繰入れがないとのことだが、残高が約3億7,000万円で、ここに例

として出ているだけで約1,000万円、さらにアーティストボランティアコンサートにも拠出しているということだと、事業の継続が前提であれば、毎年助成するにはある程度の限度が必要と思うが、どのように考えているのか。

文化振興課長

3億7,000万円を毎年崩していけば、いずれは枯渇する状況になると考える。そのため、例えば一番大きな文化振興基金助成事業の予算額については、上限としてある程度の枠を定め、その中で補助金の交付を行っている。なお、今年度の枠は約1,400万円となっている。

松井委員

障害者アートオンライン美術館を通じたそれぞれの障害者の自立に向けた支援をどう考えているのか。

障害者福祉推進課長

障害者アートオンライン美術館の目的は二つあり、一つは芸術性・創造性あふれる作品の魅力オンライン上で発信し、アートを通じて、県民に障害者理解を深めていただくことである。もう一つは、芸術文化活動に取り組む障害者の裾野拡大により社会参加を進めることである。障害者の自立という意味では、この裾野拡大の目的の部分にかかる。閉じこもりがちな障害者が、障害者アートオンライン美術館を御覧いただくことなどにより、美術や音楽など、様々なアートに取り組むきっかけにいただければと考えている。

松井委員

今後、障害者がアート活動を自立して行っていくために、県としてどのように考えているのか。

障害者福祉推進課長

障害者アートと一般のアートとの垣根が無くなり、区別することなく展示されていく流れを作ることが大切であると考えている。県では、障害者アートの県民理解を深めるところから始めているが、次のステップとして、企業における障害者アートの購入、リース、デザイン利用にもつながるよう、経済団体の会報誌などで障害者アートの利活用についてPRしている。障害者アートの評価を高め、広く一般に活用いただけるよう努めていく。

岡村委員

1 障害者アートオンライン美術館について、誰でもいつでも気軽に楽しめるよう、文字の大きさや色合いを変えることが可能となっており、一定の配慮はされているが、更に障害者が気軽に楽しめるよう、分かりやすいページの作り方にすれば、更なる広がりや、芸術文化に取り組む障害者の意欲の向上につながると思うがどうか。また、アクセス数や作品数が伸びており、良い傾向であると思うが、掲載されている71作品は、オンラインでも分かりやすい絵画などの平面が多い印象がある。スタンドグラスや人形など様々な立体作品もあると思うので、もっと掲載してほしい。その際、写真1枚だけでなく、いろいろな角度の写真を用いれば、作品の良さが伝わると思う。このように、ホー

ムページをより良いものにしていくべきだと考えるがどうか。

- 2 市町村による計画的な文化財の保存・活用の支援について、現在、県では、地域計画の作成の支援として実践的な研修会を実施しているということだが、「実践的な」の内容は何か。また、埼玉県内の市町村で文化庁から認定を受けているのが4市であり、秩父市と白岡市が令和3年7月、春日部市と本庄市が令和5年7月に認定を受けているということだが、始まってから4市しか認定を受けられておらず、なかなか認定されない理由をどのように考えているのか。あわせて、研修会の参加数について、やはり積極的に参加してもらうことで機運や意欲が高まると思うが、今年7月の参加数が23市町にとどまっていることに関して、どのように考えているのか伺う。

障害者福祉推進課長

- 1 オンライン美術館における障害者への配慮として、文字サイズや背景色の変更のほか、文字情報の音声読み上げ機能を備えている。また、美術系大学生の協力により、県と学生が施設を訪問し、作家への取材を基に作品解説を作成し、作品と共に掲載している。動画コンテンツでは、作品の創作風景や施設での日常生活の様子を、字幕を交えて御覧いただけるよう工夫をしている。また、立体造形は、現在、平面での鑑賞にとどまっている。ほかの自治体や民間のオンライン美術館では、360度の立体画像で見られる工夫をしているものもある。予算の兼ね合いもあり、すぐに対応は難しいが、提案のとおり、いろいろな角度からの画像を掲載することはできると思うので、より障害者が見やすいホームページとなるよう、今後も工夫していく。

文化資源課長

- 2 研修会では、県内外の計画認定済みの市町村で実際に計画策定に携わった担当者の方を招待して、講義を行っていただいている。内容としては、その市等の計画の内容や予算や人員、策定に当たっての役割分担、関係者のスケジュール調整、あるいは苦心したことなどをお話していただいている。地域計画の策定に当たっては、市町村はその域内の文化財を県等に指定されている文化財だけではなく、指定されていないものを含めて総合的に扱っていく必要がある。そのため市町村では、域内にある文化財を、未指定のものまで含めて調査していただく必要がある。また、文化財の所有者や関係団体、例えば、商工関係や観光関係、有識者の方々といった様々な関係者との調整も必要になる。そのため、計画策定に向けて、動きはじめてから策定するに至るまでの作業量が膨大なものになってしまい、どうしても長い時間が掛かってしまうと考えている。これまで策定済みの4市の例で申し上げますと、大体3年から5年くらい掛かっていると伺っている。このような事情もあるため、現在のところ文化庁長官の認定を受けたのは4市という状況である。また、7月に実施した研修会への参加が23市町にとどまっていることについて、県としては、文化財を適切に保存活用することを通して、次の世代に確実に継承していくことが重要であると考えている。したがって、それぞれの市町村において、地域の課題や地域にある文化財の状況を踏まえて、文化財保存活用地域計画を作成し、関係者あるいは、市民、住民の方々に共有していただくことで、文化財の保存・活用を適切に推進していくことが大事だと考えている。市町村には、今年まだ2回研修会を開催予定であるので、是非参加いただき、ほかの先進自治体の取組なども理解していただきながら、自身の自治体でも実施できないか、機運を醸成していく。

岡村委員

一つの計画を作るのに膨大な時間が掛かってしまうと思うが、これまでに令和3年度、4年度に研修会へ参加した市町村の中で、計画作成が既に進んでいて、来年度辺りに認定される見込みのところがあるのか。また、計画を作るためには前段の調査等も大変だということが分かったが、作成によって、例えば何かイベントを実施したり、その保存に係る補助金などを文化庁から受けやすくなったり、そのようなメリットも分かるとより積極的になると思うが、そのようなメリットはあるのか。あれば、それも研修等で積極的に伝えていくべきだと思うがどうか。

文化資源課長

現在、文化庁長官の認定までには至っていないが、県内で具体的に計画策定作業を進めているところは全部で6市である。6市の中でもスケジュールに差異はあるが、順調に進めば来年辺りに、文化庁長官の認定まで行けるかどうか、という状況である。引き続き多くの市町村に計画作成を進めていただければと思っている。また、計画策定のメリットについて、イベントを開いて、それに対する支援を実施するというものは特にないが、補助金として、地域計画に明記された事業については、国の一部の補助金で、補助率が5%加算されるといったものがある。そのほかのメリットとしては、行政内部や住民関係団体との連携強化、理解促進が図られる一つのきっかけや、材料になると思っている。また、町村の場合ではあるが、都道府県が処理することとされている権限の一部が移譲されるというものがある。例えば、重要文化財の現状変更の許可の一部は県が行うことになっているが、計画に記載されていたら、これが町村に移譲されるというメリットがある。

細川委員

- 1 アーティストボランティアコンサートについて、令和5年9月末現在での実績が82件に対し、登録アーティストは令和5年3月末時点で185組とあり、多くのアーティストが活躍できていない状況と思う。開催する福祉・医療施設、特別支援学校などの施設への周知はどのようにしているのか。
- 2 市町村による計画的な文化財の保存・活用の支援について、本年10月8日の埼玉新聞に、文化財の盗難や紛失が起きているという内容の記事が載っていた。埼玉県でも1件不明とのことで、こういった地域計画を立てる前段として、文化財がどのように保存されているのか、きちんと保存されているのか調査等も必要だと思うが、県として市町村の文化財について、どのように把握しているのか。

文化振興課長

- 1 高齢者施設等が対象となっており、直接周知している。

文化資源課長

- 2 基本的に3年に1回の頻度で市町村に依頼し、文化財の所在の確認をお願いしている。その中で、保存のされ方等についても確認できるものと考えている。

細川委員

アーティストボランティアコンサートについて直接周知しているということだが、直接

とは電話なのか、手紙なのか、どのような方法か。

文化振興課長

基本的にはメールを用いており、メールアドレスがわからないところには文書を郵送している。

日下部委員

- 1 県有施設を使う文化芸術発表や県の助成金が入る場合、政治的中立性がある程度保たれてなければならないと思うが、どのようにチェックしているか。民間施設で開催する場合は、内容をしっかり確認しているのか。
- 2 県立高校における取組において、文化芸術に触れる授業等で、日本文化史16校、日本舞踊1校、古典芸能1校は具体的にどこか。また、日本文化史は何を教えているのか。

文化振興課長

- 1 埼玉会館や、彩の国さいたま芸術劇場等を所管している芸術文化振興財団において審査の基準を設けており、それに基づきチェックした上で、実際に事業の内容や団体のこれまでの取組などから判断している。

高校教育指導課長

- 2 日本文化史16校についてはこちらに手持ちがない。日本舞踊1校、古典芸能1校についてはどちらも芸術総合高校で実施している。また、日本文化史の内容は、例えば「日本の文化の形成と発展」があり、これは古代から近代までの文化や日本の文化の特色、伝統を継承し今後にどのように生かしていくかを学んでいる。また、「国際社会と日本の文化」は、例えば日本の文化や伝統の現代的な意義、世界の様々な文化や伝統等を尊重して、国際社会に生きる日本国民の在り方を学習している。

日下部委員

- 1 民間の施設を使った事業に助成金を出す場合、その内容はチェックしているのか。
- 2 日本文化史について、16校は少ないと思う。先ほど「国際社会と日本の文化」の話があったが、英語を話すことができてもしっかりと日本の文化を知らないと、国際社会では通用しない。今の若い人たちと話をすると、平家物語の冒頭の句「祇園精舎の鐘の音、諸行無常の響きあり」すら知らない。この16校は少なすぎで、もう少し高校生に日本の文化をしっかりと教えなければいけないと思うがどうか。

文化振興課長

- 1 外部の専門家による審査会において、団体活動の内容やこれまでの取組を勘案して補助金を決定しており、そこで政治的中立性を担保している。

高校教育指導課長

- 2 令和4年度から年次進行で始まった学習指導要領の改訂の基本方針の一つに、教育内容の主な改善事項として、伝統や文化に関する教育の充実が挙げられている。例えば、新設された「日本史探究」は、我が国の歴史的形成過程や我が国の伝統や文化について理解を深めさせるものであるように、学習指導要領において伝統文化に関する内容が充実されたため、各教科で伝統文化を扱っているところである。こうしたことから、学校

設定科目については以前より少なくなっている。また、学校独自に学校設定科目を実施している学校があり、例えば、地域に根差した伝統文化を学習する学校もある。

江原委員

- 1 文化財の保存活用地域計画について、文化庁のホームページに掲載されている認定になった4市の計画は、どのくらいのボリュームで、ばらつきがあるのか。
- 2 文化財の保存活用地域計画について、県は策定するための支援として研修などを行っているが、財政的な支援はあるのか。

文化資源課長

- 1 文化庁のホームページでは一つの市町村につき4ページにまとめて掲載されているが、それは要約である。計画のボリュームは市によってばらつきはあるが、おおよそ150ページである。
- 2 策定に対して財政的な支援はしておらず、その他の部分で支援している。

木村委員

障害者アートは作品もすばらしく、背景にある作者のストーリーや人生と作品がセットになっているので、面白いと感じており、オンライン美術館の取組は大変評価している。その中で、オンライン美術館は入口であって、本物の作品に結び付けることが大切だと思うが、そのためにどのような取組をしているのか。

障害者福祉推進課長

実際にオンライン美術館を閲覧した企業や自治体から展示会を開催したいとの依頼がある。例えば、毎年さいたまスーパーアリーナで開催される大きなロックイベントの主催者の依頼により、けやきひろばでの作品展示を行っているほか、川口市や桶川市の公共施設での展示も行った。また、今年度は新たに教育局と連携し、5月から6月にかけて近代美術館で開催された県展の会場の一部をお借りして障害者アートを展示し、一般のアートに関心のある方に、障害者アートの魅力にも触れていただく機会を設けた。今後は、企業による作品の購入や、有償によるリース、デザイン利用といった障害者アートの利活用に力を入れていきたいと思っており、それに向けて、障害者アートに取り組む障害者施設と協議を行いながら、仕組みづくりに取り組んでいる。

中屋敷委員

- 1 「1 彩の国さいたま芸術劇場などにおける創造・発信」の「(2) 多彩で質の高い舞台芸術作品の提供」の部分で、「芸術性の高い舞台芸術作品」とあるが、彩の国さいたま芸術劇場における芸術性の高さや、質の高さはどのように決まるのか。
- 2 近代美術館について、收藏されている作品がたくさんあると思うが、いろいろな企画展を実施する際に收藏品がどのように役立っているのか。また、收藏することが重要なことも分かるが、ただ收藏するだけではなく、県民の目に触れるための工夫は、企画展やそれ以外でどう行われているのか。あわせて、現在の收藏品の数は幾つか。

文化振興課長

- 1 多彩で質の高い舞台芸術作品のうち、多彩という点について、基本的には、県芸術文

化振興財団の方針として、まずは芸術性の高い作品、そして庶民性や親和性の高い作品を提供している。具体的には埼玉会館でのランチタイム・コンサート等がある。また、芸術性の高いものとして、今は行っていないが、芸術劇場での彩の国シェイクスピア・シリーズ等があり、それらが多彩であることを指すと考えている。芸術性の高さについては、故・蜷川幸雄芸術監督の演出等で始まった彩の国シェイクスピア・シリーズがあり、その芸術性の高さについては世間からも評価を頂いている。そして、蜷川監督に代わり近藤芸術監督が就任したが、近藤芸術監督も、多彩な舞台活動、特にダンスについて世界的にいろいろ活動され、非常に評価されているその近藤芸術監督が自ら演出や主演等をしている点で、質の高さが担保されていると考えている。

文化資源課長

2 企画展では、近代美術館で収蔵している作品及び他館から借り受けた作品を企画に合わせて展示をしているため、収蔵されている作品を活用していると言える。例えば、昨年度に田中保という県内ゆかりの画家の作品を展示する企画展を開催したが、その際には、近代美術館で収蔵している作品も展示した。また、企画展以外、例えば常設展では、年に4回作品を入れ替えながら常時開催をしているが、こちらでは基本的に近代美術館で収蔵している作品を展示する、言わば収蔵品展のようなものである。また、教育普及活動の中で、親子連れなどに来館いただいた際に、展示している収蔵品を見ていろいろ感じていただくという取組を行っている。最後に、収蔵品の数は、令和4年3月時点で約4,000点ある。

中屋敷委員

- 1 芸術性の高さとはなかなか難しい観点であり、近藤芸術監督が就任され、その視点等が取り入れられているということだが、蜷川芸術監督と違った形が見えるのがよいと考えるがどうか。
- 2 近代美術館で購入した作品は、収蔵することも目的だと思うが、展示して県民の方々に開いていく機会を確保していくことも目的としているのか。

文化振興課長

- 1 近藤芸術監督は、いろいろな人や芸術分野と交わる「ジャンル・クロス」という考えを持っている。その考えを実現する取組として、今年度は「POP LIFE」というダンスや歌などいろいろなものが混ざった作品を埼玉会館で上演した。今後、財団としても近藤芸術監督の「ジャンル・クロス」の考え方を広めるように取り組んでいきたい。

文化資源課長

- 2 その目的は、収蔵すること自体にあるのではなく、それを県民の方々が目にしている感じとっていただくところにある。今後も機会を見つけて展示を行っていく。